主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

控訴代理人は当審における最初になすべき口頭弁論期日に出頭しないが、その陳述したものとみなされた控訴状の記載によると、控訴の趣旨は「原判決を取消す。 控訴人に対し、被控訴人ホクレン農業協同組合連合会は金八〇六、六九二円およびこれに対する昭和三五年一月一九日から右完済に至るまで年五分の割合による金員を、被控訴人城南信用金庫は金一八二、〇四七円およびこれに対する昭和三五年五月三一日から右完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求めるというにあり、被控訴代理人等はそれぞれ控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上ならびに法律上の主張は原判決事実摘示と同じであるからここにこれを引用する。

理 由

当裁判所の判断は、次の点を附加するほか、原判決の理由に説明するところと同じであるからこれを引用する。

〈要旨〉民法第五六五条第五六八条の、強制競売における競売物件の数量不足及び一部滅失の場合の担保責任の規定〈/要旨〉は、競売法による競売の場合にも準用るのものというべきであるが、これらの競売の場合において右の担保責任が生ずるの、強売物件につき競落許可決定の裁判があつた当時に競売物件にこれらのでであるがあった当時を標準として原始的にその瑕疵の存在した場合、即ちその当時を標準として原始的ことを知らないも、場合においてものというがあることは、右第五六五条の規定が直接には連身的の規定である。という場合においては、場合においては、という場合においては、という場合においるとにある。これのでは、は、という場合においるとにある。これのは、との表別であるにおいて代金納付にした場合に、本件においては、控訴人に対策を標準とし、本件においては、に、一般の表別であるに表別であるにおいては、に、といるとに表別である。というないの表別である。といわなければならない。

よつて本件控訴はその理由がないから民事訴訟法第三八四条によりこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき同法第九五条第八九条を適用し、主文のとおり 判決する。

(裁判長判事 村木達夫 判事 元岡道雄 判事 小池二八)